

I 利用にあたって

1 平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

(3) 調査の期日

平成 28 年 6 月 1 日

(4) 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類 A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

(5) 調査の方法

調査員が単独事業所及び新規事業所に対して調査票の配布を行い、取集をオンライン又は調査員による回収により行う調査員調査と、国が複数事業所を有する企業等の本所（本社、本店）となる事業所、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金 1 億円以上の事業所）等に対して調査票を郵送により配布し、取集を国、都道府県、市が担当区分に応じてオンライン又は郵送により行う直轄調査がある。

2 利用上の注意

- (1) この結果書は、総務省・経済産業省が公表した「平成 28 年経済センサス - 活動調査 産業横断的集計」から、事業所数及び従業者数について青森県分を要約したものである。なお、参考に資するため、全国分も同様に要約している。
- (2) 事業所数及び従業者数は、平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。
- (3) 前回調査として、平成 24 年経済センサス - 活動調査の結果と比較している。
なお、事業所数及び従業者数は、平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。
- (4) 事業所については、その売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 27 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類に基づき分類している。
- (5) 産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類の格付が十分に行えない事業所については、上位の分類に含めて集計しているため、内訳の合計と上位の分類の数値が一致しない場合がある。

- (6) 比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。このため、構成比については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (7) 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「－」とし、四捨五入による単位未満は「0.0」としている。また、数値がマイナスのものは「▲」で表した。
- (8) 「x」は、集計対象となる事業所数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。

3 問合せ先

青森県企画政策部統計分析課経済統計グループ

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1-1

電 話 017-734-9168 (直通)

F A X 017-734-8038

E-mail tokei@pref.aomori.lg.jp